

平成22年5月19日

文部科学大臣 川 端 達 夫 殿

全国美術館会議

会長 青柳 正 規



地方分権改革推進委員会第3次勧告に関する要望

全国美術館会議は、設置主体がさまざまに異なる国立、公立、私立の美術館361館が集まって、美術を媒介にした日本文化振興の重要な担い手であることを十分に自覚し、互いに情報交換し、連携しながら、今日の社会にふさわしい美術館のあり方を多方面から考究して、日本の美術館の質を向上させることを旨としている。そして相互の連携の成果を絶えず、日常的な美術館活動全体を通して社会に還元し、その充実に努めている。

先般、地方分権改革推進委員会は、平成21年10月7日付の第3次勧告のなかで、博物館法第12条及び第21条について、「博物館資料があること」「学芸員その他の職員を有すること」「建物及び土地があること」との登録博物館の審査要件を廃止または条例へ委任するよう勧告している。この勧告に従えば、前記の要件を都道府県の判断に委ねることになり、現在の博物館法に沿った登録博物館制度が保障している、美術館博物館の物理的な根幹である資料、美術館博物館の基盤をなす人的組織、建物及び土地という施設の基盤について、質的な基準を揺るがせかねないと強く懸念される。いま種々の博物館施設と同じように美術館にとっても社会全般から広範に求められている積極的な社会教育を施す装置としての役割が何よりも重要な要件となっている。その役割を充実した形で果たし、美術館自体を広く社会に開いていくためには、美術館の活動の質を保障し、さらに高めていくことが肝要なのは明らかである。現行の博物館法は、これからの美術館に必要な方向を支えているのに対して、第3次勧告は、美術館の根幹である作品・資料を収集することもなく、活動の質を高める主体である学芸員を持たず、物理的基盤である建物土地のない美術館でも登録博物館になり得て、しかもその基準が都道府県の間で不均等になる恐れが多大にあって、美術館の質を維持する一定の水準を崩す可能性が極めて大きい。

全国美術館会議は、以上の観点から、現行の博物館法を尊重し、地方分権改革推進委員会の第3次勧告の提言する変更に対抗を表明するものである。